

小坂町木造住宅耐震診断支援事業制度要綱

平成 29 年 6 月 16 日

告示第 25 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、小坂町耐震改修促進計画に基づき、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、町民の安全を確保することを目的とし、町内の木造住宅に対し耐震診断士による耐震診断を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者。
- (2) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法（以下、「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

(対象住宅)

第 3 条 木造住宅耐震診断支援事業の対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本町に存すること。
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。）であること。
- (3) 過去に小坂町の補助金の交付を受けて、耐震診断、耐震改修工事を実施していないこと。

(対象者)

第 4 条 木造住宅耐震診断支援事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 前条に規定する対象住宅を所有（共有し、又は所有していると認められる場合を含む。）する個人とする。
 - (2) 本町の町税等を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該申請者を対象者としてすることができる。

(事業の実施)

第 5 条 町長は、予算の範囲において、対象住宅の耐震診断を行う。

(耐震診断の申込み等)

第 6 条 耐震診断を受けようとする対象者は、小坂町木造住宅耐震診断申込書（様式第 1 号）を町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、耐震診断の実施が適切と認めるときは小坂町木造住宅耐震診断実施承認通知書（様式第 2 号）により、不適当と認めるときは小坂町木造住宅耐震診断実施不承認通知書（様式第 3 号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 耐震診断を受けた者は、1 件につき 10,000 円を負担しなければならない。

- 2 耐震診断を受けた者は、当該耐震診断を受けた際に町が耐震診断の業務を委託した者に前

項の規定により負担する費用を支払うものとする。

(結果通知)

第8条 町長は、耐震診断を受けた者に、小坂町木造住宅耐震診断結果報告書(様式第4号又は様式第5号)により当該耐震診断の結果を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(小坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱の廃止)

この要綱の施行に伴い、小坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱(平成27年1月21日要綱第1号)は平成29年3月31日で廃止する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小坂町長 様

申 込 者 〒017-

住 所 小坂町

ふりがな
氏 名 ㊟

電話番号

小坂町木造住宅耐震診断申込書

次の住宅の耐震診断の受診を希望しますので、小坂町木造住宅耐震診断支援事業制度要綱第6条の規定により申し込みます。なお、この申込に必要な家屋情報、納税情報等について、関係部局に照会を行うことに同意します。

耐震診断を実施する住宅について	
① 所在地	小坂町 ※申込者の住所と同じ場合は記入不要です。
② 対象住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（住宅以外の用途： <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）
③ 対象住宅の規模	地上 階 ・ 地下 階 延べ面積 m ² （住宅部分の面積 m ² ）
④ 建築着工年月日	昭和 年 月 日
※対象住宅の着工時期が確認できる書類（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書等）を添付すること。	
⑤ 住宅の図面の有無	有 ・ 無

様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

住宅の所有者 様

小坂町長

小坂町木造住宅耐震診断実施承認通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記住宅の耐震診断について、小坂町木造住宅耐震診断支援事業制度要綱第6条第2項の規定により、耐震診断の実施を承認します。

なお、耐震診断の実施にあたり、住宅へ訪問し現地調査を行う日時について、下記耐震診断士より直接連絡させていただきますので、ご対応下さいますようお願いいたします。

記

- 1 所在地
- 2 構造及び階数
- 3 耐震診断を行う耐震診断士 所属
氏名

担当

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

住宅の所有者 様

小坂町長

小坂町木造住宅耐震診断実施不承認通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記住宅の耐震診断について、小坂町木造住宅耐震診断支援事業制度要綱第6条第2項の規定により、耐震診断の実施を認められませんので、その旨通知します。

記

- 1 所在地
- 2 構造及び階数
- 3 不承認の理由 （例）対象住宅に該当しないため

担当

様式第4号（第8条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

住宅の所有者 様

小坂町長

小坂町木造住宅耐震診断結果報告書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記住宅の耐震診断について、小坂町木造住宅耐震診断支援事業制度要綱第8条の規定により、耐震診断結果を通知します。

下記の住宅については、耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されましたので、地震に対して安全な構造となるよう、耐震改修等を行うことをお勧めします。

なお、耐震改修を行う場合には、工事費の補助制度がありますので、下記担当までお問い合わせ下さい。

記

- 1 所在地
- 2 構造及び階数

担当

様式第5号（第8条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

住宅の所有者 様

小坂町長

小坂町木造住宅耐震診断結果報告書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記住宅の耐震診断について、小坂町木造住宅耐震診断支援事業制度要綱第8条の規定により、耐震診断結果を通知します。

下記の住宅については、耐震診断を行った結果、倒壊の危険性が低いと判断されました。

記

- 1 所在地
- 2 構造及び階数

担当

